観音の銅の像鷺の形に反化して奇しき表を示す縁　第十七

大倭国平群郡鵤村の岡本尼寺に、観音の銅の像十二体有す　昔少墾田宮に宇御めたまひし天皇の世に上宮皇太子の住みたまふ所の宮なり。太子誓願を発して宮を以ちて尼寺と成したまふなり。聖武天皇の世に、彼の銅の像六体盗人に取らる。尋ね求むれども得ること無し。数の日月を経て、平群郡の駅の西の方に少き池有り、夏六月に、彼の池辺に牧牛の童男等有りて池の中を見れば、聊なる木の頭有り。頭の上に鷺居る。牧牛彼の居る鷺を見、礫と塊とを拾集め、之れを以ちて擲打てども、避らずしてなほ居る。擲拍ちて疲れ懈り、池に下りて鷺を取る。捕らむとしてすなはち水に入り、居る所の木を見れば、金の指有り。取りて牽き上げ見れば、観音の銅の像なり。観音の像に頼りて、名けて菩薩池といふ。牧牛の童男諸人に告知らす。諸人転へ聞きて寺の尼に告知らす。尼等聞き来り、見れば実に其の像なり。塗れる金褫け落つ。尼衆彼の像を衛繞みて悲び哭きて云さく「我れ尊き像を失ひ、日夜恋ひ奉る。今邂逅に逢ひたてまつる。我が

一 すると同時に、の意。
二 涙は「泉」の俗字（名義抄）。「泉」は冥界の意。国会図書館本訓釈「涙〈世弥〉」は、「よみ」という訓を示すもの。本説話に述べられた冥界「涙（よみ）」は、死後審判の思想がとりいれられている。三 自分の方にもどって来て。
四 命を贖った人を助けさせる。
五 自分の方にもどって来て。
六 施さなかった人を飢渇させる。

第十七縁　あやしき表（しるし）の説話。今昔物語集・十六ノ十三に書承。
一 ←上巻四縁。二 奈良県生駒郡斑鳩町あたり。
三 法起寺。斑鳩町大字岡本に所在。
四 法起寺に伝存する銅造の菩薩立像を本説話の十二体の観音銅像のうちの一体に擬する説が『日本歴史地名大系・奈良県の地名』にみえるが、したがいがたい。法起寺の菩薩立像は像高二〇・一センチメートルの小像であり、本説話の銅像がもう少し大きめの像として記述されているような印象を与えていること（鷺がとまっていたのは像ではなく像の指とされている）に齟齬する。また、法起寺の菩薩立像は像体を水面下に沈めたばあいに指が水上に突出するような形態ではないので本説話の銅像ではない。この菩薩立像のようなつくりでは、ことなった印相の像であっても、像体が水面下にあって一本の指が水上に突出するような形態の像を想定することが困難である。
五 たんに十二体なのではなく、十二体で一組になっているのであろう。六観音、七観音、三十三観音、などは知られているが、このような十二体で一組の観音は他に例をみない。
六 推古天皇。七 聖徳太子。

諸の大師、何の罪過有せばか斯の賊の難を蒙りたまふ」とまうす。然うして瞿を厳り像を安きて、寺に請へ奉る。道俗集りて言はく「銭を鋳らむとして盗み取れれども、用るに便無く、思ひ煩ひて棄てたるなり」といふ。定めて知る、彼の鷺と見ゆる者は現実の鷺にあらずして観音の変化なり、と。更に疑ふことなかれ。涅槃経に説きたまふが如し「仏の滅後といへども、法身常に存る」とときたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

法花経を読む僧を呰りて現に口喎斜み悪しき死の報を得る縁　第十八

去天平年中に、山背国相楽郡の部内に、一の白衣有り。姓名詳ならず。同じき郡の高麗寺の僧栄常、常に法花経を誦持つ。彼の白衣僧と其の寺に居て、暫間碁を作つ。僧碁を作つ条に言はく「栄常師の碁手かな」といふ。遍ごとに言ふ。白衣僧を呰りて、故に己が口を戻らしめ、効び言ひて曰はく「栄常師の碁手かな」といふ。是くの如く重々止めずなほ効ぶ。爰に奄然に白衣口喎斜む。恐りて手を以ちて頤を押へ、寺を出でて去る。去る程遠からずして身挙り

一六 聖徳太子伝私記・下所引法起寺塔露盤銘文に「上宮太子聖徳皇、壬午年二月二十二日、臨二崩之時一、於二山代兄王一、勅二御願旨、此山本宮殿宇、即処専為作一寺」とみえる。一七 所在未詳。
一八 「いしなげうつ」の表記を「擲打」「擲拍」と変化させている。「擲 イシナグ」（名義抄）。
一九 「とる」の表記を「取」「捕」「取」と変化させている。二〇 未詳。二一 鍍金。二二 はがれ落ちる。
二三 ←上巻三十五縁。二四 仏菩薩の尊称。類似の表現が中巻二十二縁にみえる。
二五 銅像を原料として銅銭を鋳ようとする。続紀・和銅四年（七一一）十月二十三日条に「凡私鋳レ銭者斬」とあるように、実行すれば斬刑。
二六 養老賊盗律によれば、仏像を盗み毀（こぼ）るならば徒（ず）三年の刑、菩薩像ならば罪一等を減ずる。盗んで供養するならば杖八十の刑。
二七 大般涅槃経後分・上。

第十八縁　悪業についての現報説話。今昔物語集・十四ノ二十八に類話。
二八 過ぎ去った時を回顧していう。「去年」の例は下巻二十七縁の会話中にみえるが、本説話のような例は本書には無い。当事者あるいは見聞者の口吻か。二九 七二九―七四九年。
三〇 ←中巻六縁。内容の類似する上巻十九縁も「山背国」のこととされていた。
三一 京都府相楽（そう）郡山城町大字上狛（かも）に所在。高麗寺跡がその地。
三二 未詳。本説話以外に所伝をみない。
三三 上巻十九縁、下巻二十縁、など類話はいずれも法華経にかかわる。
三四 僧尼は博戯は禁じられたが、碁はゆるされた（僧尼令）。三五 ←上巻十九縁。
三六 あご。三七 全身。